

福岡市環境審議会環境管理部会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成27年11月16日(月) 14:00~15:30

2 場所 西鉄イン福岡2階Bホール

3 議事

- (1) 博多湾環境保全計画の改定について(骨子案)
- (2) 福岡市環境配慮指針の改定について(骨子案)

4 出席者(敬称略)

氏名	役職等
浅野 直人	福岡大学名誉教授
小野 仁	日本野鳥の会福岡支部長
包清 博之	九州大学大学院芸術工学研究院教授
富永 周行	市議会議員
○ 藤本 一壽	九州大学名誉教授
松山 倫也	九州大学大学院農学研究院教授
森 あや子	市議会議員

○ 部会長

(欠席) 井上 眞理 九州大学大学院農学研究院教授
勢一 智子 西南学院大学法学部教授
田中 綾子 福岡大学大学院工学研究科教授

II 議事録

1 開会

●事務局（環境調整課長）

福岡市環境審議会環境管理部会を始めさせていただきます。私は、本日の進行を担当させていただきます。環境局環境調整課長の久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の環境管理部会、委員数10名に対しまして、過半数の7名の委員の方にご出席をいただいていることをご報告させていただきます。

また、本会議は福岡市情報公開条例に基づきまして公開とさせていただきますが、本日、傍聴希望者はございません。

開会にあたりまして、環境局長の星子よりご挨拶申し上げます。

●事務局（環境局長）

環境局長の星子でございます。本日はご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろからの福岡市環境行政へのご支援、ご協力につきまして、厚く御礼を申し上げます。

今月8日に第2回目の福岡マラソンが開催され、1万2,000名の参加者がありました。当日は非常に暑くなりまして、水分不足で足がつる選手が何人も出たそうでございます。しかしながら、選手たちは西区の博多湾の海岸通りをずっと走ってまいりまして、非常に美しい自然に魅了されております。その美しい博多湾を守るために、私たちは博多湾環境保全計画を策定して、その環境の保全につきまして努力しているところでございます。

また、福岡マラソンのスタート地点でございますが、天神の大通りを閉鎖しましてスタートしました。今天神では、天神ビッグバンと呼ばれる大規模な、高度制限をなくして新しいビルを建てようという事業も始まっております。ただ、こういった大型事業の開発におきましては、企画の段階から、生活環境、それから自然環境、それぞれの保全に努めなければならないということで、私たちは福岡市環境配慮指針を活用いたしまして、その保全に努めております。

本日の議題でございますが、この二つの計画と指針につきまして、平成26年9月に策定されました第三次福岡市環境基本計画に沿って現在改定を進めているところでございます。二つにつきまして、私どもから骨子案を説明させていただきますので、どうか忌憚のないご意見等を賜りますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（環境調整課長）

それでは、本日の会議に用います資料の確認をさせていただきます。

議事次第のほか、右肩に資料の1から6まで記載した資料がございます。参考資料といたしまして、参考資料1から3がございます。このほかに、名簿、座席表、審議会の条例及び施行規則、さらに本日はお手元に、博多湾環境保全計画と福岡市環境配慮指針をご用意させていただいております。資料等にご不足がございましたら挙手をお願いいたします。

2 議 事

●事務局（環境調整課長）

それでは次第の 2，議事でございます。以降の議事進行につきましては，藤本部長にお願いいたします。藤本部長，よろしくをお願いいたします。

○部会長

それでは，本日の部会，どうぞよろしくをお願いいたします。

先ほど局長からお話がありましたように，本日審議していただくのは2点ありまして，博多湾環境保全計画の改定の骨子案と，福岡市環境配慮指針の改定の骨子案であります。

早速議事に入りたいと思いますが，まず，博多湾環境保全計画の改定の骨子案について，事務局からご説明をいただきたいと思います。

(1) 博多湾環境保全計画の改定について（骨子案）

●事務局（環境調整課長）

まず，現行の博多湾環境保全計画の概要ということで，資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

この計画の目的は，博多湾の持つ豊かな自然環境の保全，再生及び創造を推進することで，位置づけといたしましては，先ほどお話ありましたように，平成26年9月に策定した基本計画の部門別計画の一つになります。

計画の変遷でございますが，図でご説明させていただきます。現計画は，平成20年1月に策定したものであり，目標を「生物が生まれ育つ博多湾」という形にしております。その前の計画というのは，平成10年3月に策定されました博多湾水質保全計画ということで，水質の基準の達成といったことを目標にしたものでございました。その水質のみならず，「自然とのふれあいと生物の多様性の保全」のために，重要と考えられる4つの視点を加えまして，5つの視点でもちまして，計画目標像を，干潟や砂浜海岸など環境特性に応じて6つの海域に分けて設定しています。

進行につきましては，博多湾環境保全計画推進委員会なるものを設置いたしまして進行しているところでございます。裏面をご覧ください。計画の推進につきましては，下の表にお示ししていますように，楠田委員長をはじめ，本日お見えになっておられます松山委員，小野委員が構成メンバーとなっている推進委員会を設置し，モニタリング調査結果等を踏まえまして，計画の進行管理，施策の効果の評価などを行っているところでございます。

また，計画の改定にあたりましては，平成27年1月より推進委員会を3回開催いたしまして，現計画の検証，改定案の作成等について検討を行ってきたところでございます。

それでは，資料2をご覧ください。環境保全計画第二次の骨子案でございます。

改定の背景等，上二つは今ご説明した内容でございますので飛ばさせていただきます。三つ目のところでございますが，第二次の計画は，福岡市環境基本計画（第三次）と同様に，計画年次を

平成 36 年とするという考え方を示しております。また、第二次計画では、博多湾環境保全計画の現行の将来像、計画の視点を引き継ぎながら、現計画の検証結果を踏まえまして、計画年次における計画目標像を見直すという考え方をとっております。

計画の視点でございますが、先ほどご説明したように、水質保全という観点のみではなく、②といたしまして適正な水循環、物質収支、③といたしまして生物の生活史を通した環境保全、④水産資源の保全・回復、⑤親水空間の創出及び市民等との共働による環境保全という、5つの視点を定めております。

そして、図に将来像というのがありますが、これが、博多湾が目指すべき最終的な姿ということで現計画の中に位置づけられておりまして、それを達成するための目標像は、第一次では 27 年に設定しております。今回、第二次で 36 年の目標像を設定していこうと考えております。したがって、最終的な目標像につきましてはあまり大きく変更せずに、これを引き継ぎながらやっていきたいという考え方でございます。

次に、第二次計画の目標像につきましては、資料 3 でご説明をさせていただきます。資料 3 が、計画の改定の方向性ということで検証をしたものでございます。

改定の考え方というところをご覧ください。①の将来像、計画の視点は、現行計画を引き継ぐという考え方をとりまして、②といたしまして、36 年の計画目標像はモニタリングの検証結果を踏まえて見直す。まず、現行の目標像を達成した海域については、さらなる将来像に向けて目標をバージョンアップしていくという考え方をしております。また、計画の目標像が達成できていない海域においては、施策をさらに強化していくという考え方でございます。

表でございます。6つの海域、現行の目標像をどう設定しているのか、そのモニタリングの結果がどうだったのか、そして評価、問題点、課題という順番で整理させていただいております。評価として、「非達成」という赤字で書いてあるところについてご説明をさせていただきます。

博多湾全域につきまして、現行計画においては、環境基準の達成に向け低減傾向にあるといった目標と、窒素、リンの濃度、バランスが生物の生息、生育に適した状態に改善されつつあるという目標を掲げておりました。モニタリング結果といたしましては、CODにつきましては環境基準が達成できていない、やや低減傾向が見られるということ、三つ目でございますが、窒素、リンにつきましては、濃度は横ばいではございますけれども、冬場、リン不足等による漁業生産への影響が懸念されているといったことが、モニタリング結果として整理をされております。したがって、評価としては一部非達成ということにしておりまして、夏場、現状でも赤潮等が発生するという問題があるとともに、冬場においては栄養塩が不足するという問題点が生じております。したがって課題といたしましては、季節別の栄養塩の物質循環を健全化し、基礎生産を向上させるといったことが必要になるのではないかと考えております。36 年の計画目標像につきましては、上の 3 行はこれまでと同じような考え方でございますが、生物の生息、生育に適した栄養塩の物質循環に改善させるといったことを新たな目標としていきたいと考えております。具体的な施策といたしましては、下水処理場における季節別の運転管理を今実験しておりますので、こういった技術の確立等

を図っていきたいと考えております。

続きまして、上から三つ目の干潟域のところでございます。干潟域につきましては、現行計画では、干潟生物の生育の場、産卵の場が増えることを目標としております。今津干潟等においてはカブトガニが確認されており、和白干潟においても干潟生物の種類は経年的に横ばいというモニタリング結果でございますが、室見川河口干潟におきましてアサリの生息の変動が大きいという結果が出ております。

これにつきましては、参考資料1の6ページをご覧ください。

6ページの下の方でございます。室見川河口干潟におけるアサリ稚貝・成貝の個体数の推移ということで、稚貝については26年3月にほとんど見られなくなり、成貝につきましても26年に見られない状態が続き、27年2月の調査では少し回復傾向が見られました。これは、平成25年の8月25日から9月4日にかけて599ミリという降水量がございまして、一気に室見川にたまった土砂等が干潟に覆うような形で堆積いたしまして、アサリの生息環境として適さない状態になったことが原因ではないかと思われまます。

資料3にお戻りください。こういった問題点を踏まえまして、干潟域の課題といたしましては、二つ目でございますが、干潟環境を改善するため、干潟につながる森林や河川の環境保全に努めるといった課題が挙げられております。目標像自体は基本的には同じ目標像を掲げておりますが、施策といたしまして、市民等の共働によるいろいろな活動が今後必要になってくるのではないかと考えております。

続きまして下から二つ目でございますけれども、浅海域につきましては貧酸素状態が改善されつつあるという目標を現行計画では掲げておりました。モニタリングの結果といたしましては、年変動はあるものの継続的に貧酸素水塊が発生していること、また、底生生物については、貧酸素の影響を受けまして一時的な減少、そしてまた回復を繰り返しているという結果になっております。

こちらにつきましても、参考資料1の9ページ、10ページをご覧ください。

9ページは、海底上0.1メートルにおける酸素の濃度を示したものでございます。平成24年から26年、場所といたしましては、中部海域のC-1とC-9、そして東部海域のE-6とIM-3という4地点を示させていただいております。赤い点が、いわゆる貧酸素と言われる、酸素濃度が3.6mg/L以下になった状態でございます。C-1におきましては、貧酸素状態は25年を除くと発生しておりません。沿岸部の陸域の影響を受ける地点で成層が発生、発達しまして、底層部分の酸素濃度が夏場、有機物の分解で酸素を消費することから酸素濃度が低くなるという状態で、6月から9月にかけて貧酸素状態になっております。また、25年につきましては、猛暑になりましたので、酸素の分解等がより進みまして、C-9、E-6等では無酸素の状態が確認されております。

10ページの一番上の図でございます。底生生物の種類数を示したものでございます。貧酸素が発生しましたC-9からIM-3まででございますが、9月等の貧酸素が発生した後には生物の出現種がかなり減っていく、そして秋冬で回復していくということが毎年繰り返されていることを示しています。

恐れ入ります、また資料3にお戻りください。

課題といたしましては、貧酸素水の影響を低減する、そして、生物の生息環境を保全するといったことが引き続き挙げられております。目標自体につきましても、基本的には同じような目標を掲げさせていただいております。そして、対策といたしましては、博多湾の海底で十数メートルのくぼ地のようなものが生じておまして、そこで貧酸素が一部発生しているのです、そういったところの埋め戻しを現在行っております。引き続きくぼ地の埋め戻し等を実施していくという考え方をしております。

3つの評価が非達成、一部非達成でございますので、このような目標像を掲げていきたいと思っております。それ以外の、岩礁海域、砂浜海岸、港海域につきましては、モニタリングの結果では当初設定いたしました目標を達成していると評価しております。したがって、さらに豊かな生き物の生息場になるような目標像を設定させていただいております。

参考資料3をご覧ください。これは対象海域新旧対照表ということで、今回改めようと思っております。それを整理させていただいているものですが、下から二つ目の浅海域をご覧ください。これまでの計画では、浅海域のうち施策の対象となる部分を浅海域という形で定義し、対策を講じておりました。しかしながら、浅海域につきましては稚仔魚の育成場となりますことから、定義を切りかえさせていただきまして、岩礁海域、干潟海域、砂浜海域との重複を除きまして、10メートル以浅を浅海域と改めたいと考えております。

資料2にまた戻りまして、計画の推進体制を3つ書いております。一つは、関連計画との連携ということで、港湾計画、流域別下水道整備総合計画、水産業総合計画等との連携を図りながら施策を講じていくということ、二つ目は、各主体との連携。市民、NPO等市民団体、事業者、行政等、各主体の取り組みを支援し、共働・連携を推進していくという考え方を、少し強めていきたいと考えております。計画の進行につきましては、これまでと同じように、推進委員会を開催させていただきながら施策のモニタリングの検証を行い、施策の評価、見直しを行っていくという体制で臨みたいと考えております。

博多湾の環境保全計画の骨子についてのご説明は以上でございます。

○部会長

それでは、事務局より説明のあった博多湾環境保全計画について、骨子案について皆さんにご意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員

博多湾の海水温の経年変化は調べていますか。

●事務局（環境調整課長）

水温について調査しており、顕著に上昇しているという傾向は見られておりません。

○委員

長期的には生息する魚種が変わる可能性があるという県の水産試験場で聞きましたが、水温上昇の影響は考慮されていますか。

●事務局（環境調整課長）

生物につきましても、気候変動等による影響を見て、博多湾環境保全計画の中で施策を講じていく必要があると考えております。また、バラスト水などによって湾外から入ってくる生物についても、博多湾における生息状況を見ながら、計画の中身を整理していきたいと考えております。

○委員

ということであれば、そこは第二次計画では膨らませていく必要がありませんか。博多湾水質保全計画に比べると、博多湾環境保全計画は広がりをもってよくなったと思いますが、まだタイトルが「海から見た」ということになってしまっています。気候変動等による影響やバラスト水の問題があることを認識しているとすれば、博多湾全域等で位置づけることが必要ではないか。バラスト水のチェックはどのようにされていますか。

●関連局

博多港におきまして、バラスト水のチェックは行われておりません。

○委員

アイランドシティや中央埠頭の開発が博多湾の環境に与える影響は、計画の中に示されているのか。また、そのような開発が行われる際の対応策等を教えていただきたい。

●事務局（環境調整課長）

開発の影響は、事業ごとにアセスメントをしてその影響を見ておりますので、本計画の中でどういう影響があると述べるものではないと考えております。ただ、本計画は、どういう方向性を見出しながら、何を大事にしているかを示しておりますので、この視点のもとに事業が行われているとご理解願いたいと思います。

○部会長

博多湾の環境の大きなトレンドとして、水温や水の流れ等の物理環境そのものにどのような変化があるかが前提になるのではないのでしょうか。

また、当初の博多湾環境保全計画を立てた時代とは変わってきて、大型船が入ったり、アイランドシティに大きな船が入りやすくなったとか、そのような大きな変化が博多湾に何らかの影響を与えてないのかを整理し、それに基づいて将来はどうか考えるべきではないのでしょうか。先の

質問は、そういうことに関連することを質問されたという解釈でよろしいでしょうか。

○委員

はい、そのとおりです。

●事務局（環境調整課長）

現行計画の「博多湾の現状と課題」に、現状の特性として水深や平均気温、降水量等の気象の変化をお示ししております。また、温暖化等の影響で水面が上がってきていると全国的に言われていて、博多湾においても潮位が上がってきており、容量が増え、流れ自体が少し弱まって、閉鎖性がさらに高まっているという現状がございます。

このようなデータ等をお示ししながら説明させていただければと思っておりますが、今回はその結果の骨子だけをお持ちしております。

○委員

参考1の10ページに、生物の種数、個体数、湿重量ともに、IM-3のところは平成20年と平成21年で復活しているというか、そういう状況がなぜ起こったのかと、全体的に見て生物が減少していますが、水域の状況等を考えて生物は回復するのか、そうでなければどういう手だてがあるのか、具体的に説明していただければと思います。

●事務局（環境調整課長）

IM-3において、貧酸素水塊の影響を受けて底生生物の出現種数が少なくなっていると考えております。どうしていくのかは難しい問題で、貧酸素水塊自体、成層を破壊するのは難しいので、底質の環境を改善し、貧酸素状態をいかに抑えていくかを、様々な知見を踏まえながら取り組んでいく必要があると思っております。ただ、こうすればよくなるという明確なものが今あるわけではございません。

あわせて、貧酸素水塊の発生を防ぐことができないとすればどうすればいいのかについても考えていく必要があります。例えば、貧酸素水塊の影響を受けにくい場所に生息場を作る、浅場の造成等を行うことで、生物が死滅しない状態を作り、夏季の貧酸素水塊の影響を免れた生物が、それ以外の季節においてある程度健全に生息することができると考えております。

○部会長

事務局からの回答は、資料3でいえば、例えば浅場とか藻場の造成ということだと思いますが、具体的な施策については素案でご議論いただければと思います。

○委員

浅海域について、アイランドシティの東側の海域で、シーブルー事業として覆砂や滞筋の造成等、実験的に整備されたと思いますが、その効果がどれくらいあって、骨子案にどう反映されているか、補足いただけるとありがたいです。

●事務局（環境調整課長）

エコパークゾーンにおけるシーブルー事業で、覆砂等を行っております。覆砂は底質改善の効果がありますが、3、4年たつと上に浮泥が乗ることもあり、貧酸素の解消の決定打にはなりません。ただ、御島海域においては、底質を改善したことによって、底生生物の種数が増加し、その効果が継続しておりますので、生物による浄化が底質を改善する効果は期待できると思っております。このような成果を踏まえながら施策を実施していきたいと考えております。

○委員

今回の骨子案は、平成36年、次の10年間の計画の骨子になろうかと思えます。浅海域、干潟等の施策については、10年間継続してここに書かれていることを繰り返しやるのか、4、5年おきに1回ずつ、サイクルとして繰り返しやるのか、補足いただければありがたいです。

●事務局（環境調整課長）

生物を単年度で評価するのは非常に難しい部分がありますので、ある程度の期間が必要かと思えます。毎年推進委員会の中で、モニタリングした結果を評価していただきながら進めておまして、上位計画である福岡市環境基本計画等を踏まえ、博多湾環境保全計画も、一つの区切りとして5年をめでに整理していくことも必要だと考えております。

○委員

生物の個体数で見ると増えたり減ったりするので、それに一喜一憂していると方向性を間違ってしまうことがあります。少し長い目で見て、傾向でどうなっているのかで判断していくのが一番いいと思います。また、トライアル・アンド・エラーで、評価をしっかりとっていくことが重要だと思います。

●事務局（環境調整課長）

個体数だけで評価するのではなく、例えば貧酸素に弱い甲殻類などの生物を指標にして、どういう環境にあるのかを考えながら整理させていただきたいと思えます。

○部会長

参考資料1の9、10ページで、9ページの物理的な状況と10ページの結果について、因果関係等

の分析はされていますか。

ばらばらに書いていると何か似たようなパターンのように見えるけれど、個別に見たりとか。別に1対1で対応するわけじゃもちろんないので、複雑に絡み合うわけですね。

●事務局（環境調整課長）

結果につきまして、貧酸素があまり発生していないC-1ではモロテゴカイ等の貧酸素に弱い生物が生息しておりますが、貧酸素が出てくると、ホトトギスガイやシズクガイ等の貧酸素に強い生物が主に生息しております。生物の出現状況と貧酸素の実態を照らし合わせて見ていく必要がありますので、推進委員会の中で専門の委員に評価いただきながら整理しております。

○委員

前例踏襲で、この部分をこのように部分修正しますというだけの話になっている気がしますが、大幅に変わる可能性は全くないですか。部会長が言われるように、この10年間でどんなふうが変わってきたか、これから先10年どう変わるのかという見通しがあって、ここを部分的に修正すればよくなりますという話なのか、疑問に思います。福岡市環境審議会において、環境基本計画を策定し、市全体の環境を考えているので、博多湾についても審議会として意見を述べていきたいと思えます。

最初は博多湾水質保全計画で、水質環境基準の達成を目指していたものの、水質環境基準という物理的なことしか問題にしてなくて、生物のことは全く意識していなかったんですね。次に博多湾環境保全計画になり、「生物が生まれ育つ博多湾」まで話が広がってきて、環境基準的発想から広がってきましたが、射程距離に市民が入っていないんですよ。

環境基本計画は、福岡市の環境を市民が自分たちのものと考えて、育てていきましょう、守っていきましょう、大事にしていきましょうということを言っています。博多湾も生物だけでなく、市民が博多湾を人ごとに思わないような仕掛けを作っていく必要があると思えます。

これまで家庭排水は博多湾に流れると啓発して、下水にあまり変なものを流し込むとBODやCODが上がって大変だから流すときに考えてください、ごみも全部ストックの古いやつのために流さないようにしてくださいとか、博多湾とのつながりを意識させようとしてきていますが、博多湾環境保全計画は市民に対して何も言っていません。こういう切り方は学問的には全く正しいけれど、特に市民の目にとまる博多湾全般や浅海域は重要だと思うので、市民が関心を持てる計画であるのか、どこで市民が参加できるかという視点をもっと入れるべきではないか。

例えばさっき言ったように、生ごみは流しませんというね。それは下水処理場が頑張ってくれているからいいようなもので、それで解決したと考えるならそういう評価をすればいいんです。けど、それ以外に市民がやってはいけないことをまだやっていませんかねみたいな話がありそうな気がしています。

●事務局（環境調整課長）

これまでの計画は、行政の計画というところが強くて、市民の意見聴取がおろそかであったというご批判はそのとおりだと思います。

第二次計画では、資料2の計画の推進体制のところ、大きく「各主体との連携」と打ち出しておりますけれども、市民に博多湾に関心を持ってもらい、恵みを受けていることを知っていただく、そしてその恵みを持続していくためには、自分たちがどういうことに気をつけなければいけないのか等、当事者意識を高めてもらうための学習が必要ではないかというご議論もいただいております。ごみの問題にしても、出したごみは川から流れ、最終的には博多湾に全部たまっていることを、わかりやすく示す必要があるというご意見もいただいております。博多湾をみんなでどう守っていくのか、そしてその恵みを将来の世代に引き継いでいくという姿を、第二次計画では強く出していきたいと思います。

ただ、将来像は最終的な姿であり、それをどう実現していくかを考えておりますので、推進体制を強化する中で、そういった問題を解決していきたいと考えております。

○部会長

第二次計画の骨子案に全く入っていないわけではないですが、見えづらい部分はあったと思います。

○委員

自分の生活を思い浮かべながら聞いていました。

私が環境問題に意識を持ったのは、20年くらい前に、親子での博多湾クルージングが当たって、クルージング中に泡が消えなかったことからです。スクリーンの影響で泡立っていると思ったのですが、ずっと消えなくて、「水質がこれだけ悪いんだ」と思い、まず私の生活を変えようと合成洗剤を家の中からなくしました。

市民が自覚を持って、自分たちが使うもの、買うもの全てが、環境や自分たちの健康につながるということを発信するのは、行政の大きな役割だと思います。水質や生物に加えて、私たちの生活をどうするということまでアプローチして、意識改革を図っていただければと思います。

○委員

私は南区なので、海は海水浴などで糸島に行くときぐらいにしか見ることはありませんが、博多湾の魚や植物など、市民が身近に感じ、みんなで大切にしていこうと思えるように、計画に示していただければと思います。

○部会長

大事な意見をいただいたように思います。本日のところは骨子案なので、今後計画素案を作っ

いく中でどのように反映できるか検討いただきたいと思います。

○委員

骨子案には、計画の推進体制として、博多港港湾計画、博多湾流域別下水道整備総合計画、福岡市水産業総合計画等と連携を図るとされていますが、そういったものと情報を共有しながら推進していかないと、最終的な再生は達成できないと思います。

漁業の現状を見ていますと、漁獲量は年々ずっと減少している。一つは、漁業者の年齢構成とか投入努力量によりますが、一方、魚というのを生態系の中で見てみると、一番の高次捕食者であり、生態系の上に立つもので、下部の生産体系が反映される。要するに上位が減ってきているということは、生態系としての生産量が思わしくないと思います。

東京湾を再生するとき、きれいになっておいしい魚がとれ出したということで、江戸前の魚が象徴になっています。博多湾の魚も、例えば、博多湾を代表するような魚種を幾つか定めて、これだけとれるようにしますというのがあれば、市民にとってもわかりやすいし、しかも、その結果は生態系の回復を意味しているので、いいかもしれません。

また、湾の入り口、中部、湾奥、それぞれ生態系の特徴がありますので、それに応じた数値目標があったほうが考えやすいのかもしれない。

いろいろな種類の回復を図るというのもいいと思いますが、何かキャッチフレーズがあれば市民にわかりやすい感じがします。

○部会長

非常におもしろいアイデアをいただいていると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

●事務局（環境監理部長）

今日は骨子案ということで、委員の皆様には非常にわかりにくかったと思います。

博多湾を長い間見ているわけでございますけれども、昔に比べると相当きれいになったという実感があります。しかしながら、温暖化の影響や生物の変化、例えば、昔はカタクチイワシがたくさんとれていましたが、今はイリコの工場すら閉鎖になっているといったこともあります。現在の博多湾の状況を皆様におわかりできるようにお示しすることが一つかと思います。

また、先ほど担当課長が申しましたとおり、現行計画は行政の取り組み方針のようになっております。市民一人ひとりに何ができるかということにつきましては、例えば現行計画でも、72ページ「市民等との共働による環境保全の推進」に、「調理の工夫をして無駄なく水を使う」といったことも書いておりますが、我々の博多湾ということをもう少し前面に出しまして、博多湾が身近なものに感じられるように工夫したいと思います。身近なものとして感じていただければ、市民の方が率先して行動されると思いますので、そういう計画となるように次回までに鋭意努力してまいり

たいと考えております。

○部会長

それでは、大体ご意見はいただいたかと思えます。議題の1についてはこれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

(2) 福岡市環境配慮指針の改定について（骨子案）

○部会長

それでは、議題2に進めさせていただきたいと思えます。福岡市環境配慮指針の改定についての骨子案です。事務局からご説明をお願いします。

●事務局（環境調整課長）

それでは、資料4をご覧ください。福岡市環境配慮指針の概要についてまずご説明をさせていただきます。

福岡市環境配慮指針は、市内における事業活動における環境配慮を誘導するためのもので、福岡市環境基本条例第8条に基づき設定されたものでございます。環境基本計画の分野横断型施策の一つで、環境に配慮すべき事項を具体的に示すことで、誘導するためのガイドラインとしております。

対象事業、活用、変遷につきましては、記載のとおりです。

2番といたしまして、環境関連情報の更新についてご説明をさせていただきます。福岡市におきましては、自然環境の現状を把握するための基礎調査といたしまして、植生、昆虫、鳥類、水生生物、その他の哺乳類、両生類、爬虫類等の五つの分野を毎年1分野ずつ5年周期で調査しており、この調査結果を反映させていく必要がございます。

次に、環境配慮指針の骨子についてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。

環境配慮指針の改定の方向性をお示ししています。改定の背景といたしましては、環境情報が蓄積されたこと、及び社会状況の変化に合わせた見直しが求められていることが挙げられます。社会状況の変化といたしましては、上位計画である福岡市環境基本計画（第三次）の策定、生物多様性ふくおか戦略の策定、そして、二つ目が環境影響評価法の改正ということで、従来事業実施段階で行っていた環境アセスメントを計画の段階から行うよう法律の改正が行われております。これに合わせて福岡市でも条例を改正し、対応しているところです。その際、計画段階においては、既存文献等をもとに事業の環境影響を予測、評価することになっておりますので、その基礎資料として環境配慮指針を活用するといったことが求められています。また、環境情報の更新ということで、これまでは平成15年までのデータをベースに整理しておりましたので、その更新を図る必要があります。

これらの背景を受け、資料5の右上に改定の方向性を記載しております。まず、基本となる福岡

市環境基本計画（第三次）との整合を図る、そして、生物多様性ふくおか戦略の中で地域別目標像というものを設定してありまして、8つの地域特性で整理されておりますので、その地域特性に合わせた区分を用いる必要があると考えております。次に環境影響評価制度の改正等に関わる変更への対応といたしましては、先ほど申しましたような計画段階の配慮において基礎資料として使えるデータにしていくということ、また、福岡市環境影響評価条例等の対象事業と整合を図る必要があるという観点で改定を考えております。環境関連情報の更新につきましては、自然環境調査のデータを最新のデータに更新するといったことは当然でございますが、データがたまっているのに使えないというのは改める必要があります、データを更新する仕組みを、ルールをつくって整理をし、改定していきたいと思っております。

環境配慮指針は、環境配慮事項、即ちどんな配慮が必要なのかということと、環境関連情報、即ちどこにどういふ生き物がいるから大事にしなければいけないということの、二つから構成されております。

まず環境配慮事項につきましては、視点としまして、福岡市環境影響評価条例の環境要素と整合を図り、四つの視点で整理しております。環境の自然的構成要素の良好な状態の保持、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全、人と自然との豊かな触れ合いの確保、環境への負荷という、四つの視点で整理していきたいと考えております。

環境配慮事項につきましては、二つの示し方を掲げております。まず、地域特性に合わせた環境配慮というのは何かということで、①から⑧までの地域特性が異なるところで、どういう配慮が必要なのかということを示すもの、もう一つは、事業特性に応じた環境配慮というのはどういうものか、事業で配慮すべきことについて、事業別の環境配慮というものを設定していこうと思っております。後者はこれまで11の事業を対象としておりましたが、福岡市環境影響評価条例等との関係と整理をするということで、条例の対象事業である16の事業、及び福岡市の主な開発関連事業の3事業を合わせまして、19の事業について環境配慮事項を整理していきたいと考えております。

資料5の右下の図は、地域特性区分のイメージです。この図はまだ完成しておりませんが、このように8つの地域特性で区分して、整理していきたいと考えております。

次のページをご覧ください。環境関連情報といたしましては、環境に関する法令・計画等、市内の貴重・希少生物等のリスト、快適環境資源リスト、外来生物、自然環境資源地図がございます。市内の貴重・希少生物等のリスト及び地図につきましては、毎年更新できる仕組みといたしまして、地図をメッシュデータとして整理して一つの統一した結果の示し方ができれば、それに合わせた形で今後の調査を行い、結果をすぐに生かせる形になるのではないかとということで、左側の従来データをアナログ的に整理した図から、メッシュで、これは1キロメートルメッシュになっておりますが、このメッシュの中にどういった生き物がいるということを表すような形で整理してはどうかと考えております。

簡単ではございますが、環境配慮指針の骨子についての説明は以上でございます。

○部会長

ありがとうございます。

福岡市環境配慮指針の骨子案については、先ほどと若干トーンが違います。

○委員

本指針がどういうものかもう少し説明しますと、国内でもかなり早くに手がけ、全国的に大変評価が高いものです。情報をこれだけ整理し、ここにこんなものがあるよということが分かれば、事業計画を立てる時にそこを外すことができるわけです。どこで何をやってほしいということを積極的には言えないけれども、こういうところでこれをやってもらっては困るよという情報をあらかじめ市が全部流していると言えて、開発しようと思う者にとって大変いい情報提供が行われているわけです。下手に戦略アセスなどといった面倒なことをやるより、これをやるほうがよほどいいという話がかつてあったわけです。その議論をしたときに「福岡市で既につくったぞ」と言ったら、みんなびっくり仰天して、当時はものすごくよく売れたんです。他の自治体でも同じようなものをつくり始めており、そろそろ先駆者としての値打ちが薄れつつあるので、またバージョンアップして値打ちの高いものにしましょうと言っているわけです。

これは福岡市の誇るべき財産でありますので、ぜひみんなで育てていきたいということで、よろしくをお願いします。

○部会長

かなりテクニカルな部分があって、最初に改定の背景の部分でご説明があったように、必然的にやらなければいけないというところが強いような感じを受けます。ご意見を伺いたいと思います。

○委員

今、背景についてお聞きして、そんな先進的なものだったのかと驚きました。事業者向けということですので、実際に事業者がどれだけこれを理解しているか、これがあるのをご存じなのかという疑問なので、それを周知するために、一気に全事業者に対してその周知は難しいでしょうから、できれば福岡市が関係する下請事業者には周知を徹底して、義務ではないので難しいでしょうが、やっていただくようお願いしたいと思います。何かご意見があればお願いします。

●事務局（環境調整課長）

この環境配慮指針の活用といたしましては、環境アセスメントを行う際の目標としたり、都市計画法に基づく開発許認可の申請等をする際に、年間100件ほど申請があるのですが、その事業者の方にどのような環境配慮をすべきなのか、この配慮指針を踏まえて事業を計画していただいております。

それ以外の事業者の方にも、相談があった場合には、任意ではございますがこういう配慮指針が

ございますとご紹介させていただいております。確かにもっと活用しやすいものにして、つくったものをいかに活用してもらうかということが大きな課題であると考えております。事業者の方にヒアリングいたしますと、お金をかけずにできるような環境配慮はないのか、自分たちがやる事業はどんな環境配慮が必要なのか、それがリストみたいな形で示されていたら使いやすいなどといったご意見をいただいております。そういったことも踏まえながら、今後、活用についてしっかりと検討していきたいと考えております。

○委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○部会長

今の回答についての質問ですが、今まで活用されてきたものに対する要望を集約されたり、改定の際に反映したり、何か工夫されたことはあるのでしょうか。要は、年間100件使われていて、使いやすい、これは大変いいという意見も多いでしょうが、中にはこの辺はもっとこうあればいいというようなことをおっしゃる方もいますよね。

○委員

現指針は5年10年更新がないんですよね。でも正直言うと、地図はわかりやすいんですよね。地図は色がついていて丸で示されていて、ああこの辺はこういうものがいて危ないんだねというのがわかります。だけどこれだと毎年更新するのにめちゃくちゃお金がかかるわけですよ。今度の事務局案は、逆にちょっと使いづらくなりますね。メッシュで切って、このメッシュの中にはこういうものがありますから要注意だなと。自分のところの計画が二つのメッシュにまたがるような場合、両方見なくてはいけなくなります。今までであれば「あ、ここにこういうものがある」とぱっと丸をつけたところを見て、「でも、うちの計画はこの丸より外なのでいいよね」とやれたのが、今度は四角のメッシュですから、その意味では、もらってきてもう1回自分で調べ直さなければいけなくなりますね。それだけ真面目にやらなければいけないということにはなる。

これでいいかどうかという議論をしなければいけないんですが、ただ、繰り返し言っているように、毎年データベースを更新していこうとすると、現指針の地図情報でやるのはものすごく大変で、メッシュでやれば、可能です。毎年更新する方針でメッシュに変えるというのはしようがないかなと思いますが、1枚の地図に全部まとめるとメッシュの中の文字が多くなると思います。実際にやってみて、この3種の地図で納まるかどうかですね。もう少し分類を多めにして、種類を増やしたほうがいいのかもしいです。というのは、事業者側からいうと地図が白っぽいほうがありがたいんです。普通と逆で、地図が黒いと嫌な気になる。そうしたら、3枚の紙が真っ黒であるよりは5枚の紙で3枚が黒くて2枚が白のほうが精神衛生的にはいいんです。そういう使う人のメンタリティーも考えて、こういうものを用意するほうがいいですね。

●事務局（環境調整課長）

ありがとうございます。

○委員

それと種の関連性みたいなものを意識しないといけないかもしれません。現行指針の地図だと何となくわかりますが、メッシュにしてしまうと、メッシュの中の生物種をどういう順番に並べるのが難しくなってきます。

○委員

1 キロメッシュだと、ため池があつたり里山があつたり田んぼがあつたりという、非常に多様な環境の中にいる生き物をどう表現するかという問題が出てくると思います。例えば、チョウチョウやトンボが趣味の人は、このメッシュの中にこんな生き物がいるのかということが、珍しい生き物があれば大体わかりますので、どういう生き物の情報まで出すのか非常に難しい問題もはらんでいく気がします。確かに、メッシュデータのほうが使いやすく、更新しやすいのでいいと思いますが、どこまで情報を出すかという問題がやっぱりついて回る気がします。

○部会長

今の関連で、公開する情報によってメッシュの大きさを調整しないと具合が悪いのではないかと思います。今おっしゃったように、公開しまつてどこかがわかつてしまうのはちょっとまずい部分もあるし、逆に、もう少し広範囲に、本当はそのメッシュの中に見つかつてはいないが、ここでこういうエリアが生息域と考えられるよというのをやや広めに設定するとか、そういったさじ加減がすごく重要な気がします。

●事務局（環境調整課長）

ありがとうございます。

貴重な生き物は盗掘といった問題もありますので、どういう形で表したらいいのかというのは、今後しっかりと議論をしながら考えていきたいと思っています。

また、専門家の先生方にご指摘いただいていますのが、福岡市内全域を調査しているわけではなく、これまで調査を実施していない地区と、調査は実施しているが生物が確認されていない地区を区別する必要があるということです。メッシュで整理するとした時にはそのような問題もあると思っておりますので、メッシュの大きさ、表し方を含めまして、今後しっかりと検討させていただきたいと思っています。

○委員

今のことに少し関連してなんですけど、開発事業者がこの指針を見るとすると、基本的にメッシュ

サイズは、経緯度メッシュ東西方向1,000メートルということだろうと思うのですが、細かいほうが使いやすいと思います。500メートルメッシュだとか、極端な言い方すると、1ヘクタール開発するのは100掛ける100なので100メートルメッシュぐらい。ただ生物環境の保護という視点では大ざっぱにしておきたい。そのあたりをどう整理するか。要は見るほうからすると、細かければ細かいほどありがたいはずなんです。使い勝手もいい。1,000メートルだと非常に使いにくくて、開発事業者がどうしていいのかわからない、「資料があるけど、もういいや」という扱いになりかねないので、その考え方をきちんと整理をしていただきたいと思います。

●事務局（環境調整課長）

ありがとうございます。

○委員

資料5の1枚目の視点のところで、四つの視点の1番、「環境自然的構成要素の良好な状態の保持」の大気環境の中に、大気質、騒音、振動、悪臭という環境へ影響を与えてしまう部分で、事業者への環境配慮の事項を提示して配慮していただくというふうに骨子の中で表現されています。これは義務ではなく、基準を超えていれば指導ができると思いますが、いつも監視しているわけではないので、調査をしていなければ超えてしまうときがあったり、住民とのトラブルだったり、小さなことまで考えるといろいろなことが起こると思います。この骨子から素案へと進んでいく中で、どこまでどういうふうに行政が関わっていくのか、配慮というだけの範囲なのか、その辺を少し聞かせていただければと思います。

●事務局（環境調整課長）

環境配慮の誘導が指針の目的でございますので、義務というよりも、どういう配慮をすることで事業がスムーズにいくかという事例等をお示ししていくことも、この配慮指針を活用いただくために必要なことではないかと考えております。守らなければいけないものではないんですが、守ることでこれだけいいことが生じますよという成功事例等を紹介し、それが評価されるなど、この指針の活用を誘導していくための仕組みをしっかりと考えていく必要があると思っております。

○委員

これから消費税が上がったりして、事業者の方々は本当に厳しい、苦しい経営をしていかれると思います。その中で、ごみを出すより燃やしたほうが早いとか、もちろん基準に合った炉を持つてあるとは思いますが、細かいことですが温度が上がらなかつたり、いろいろ起こってくると思うんですね。気づかないうちに環境に負荷をかけていたとかいうことがないように、ぜひ、環境を守っていくという視点をもっと企業内でしっかり持っていただけるように発信をしていただければと思います。

●事務局（環境調整課長）

ありがとうございます。

○委員

この指針をつくった結果、事業者がどれぐらい活用している、あるいはその事業について、例えばモニター制度があるとか、あるいは事業を行って環境に配慮した結果どういった効果が現れたのかお聞かせください。

●事務局（環境調整課長）

環境アセスメント対象事業では、どのような配慮がされたか把握できますが、任意の誘導という性格上、どうしても、それ以外の他の事業でどこまで取り入れられたのかというのは正直分からない部分がございます。今後の大きな課題であると認識しておりますが、そういった中で、チェックシートみたいなものを作って、環境配慮に取り組んだ事例等を周知するような仕組み等を導入することによって、事業者のやる気、インセンティブも上がってくるでしょうし、そういった配慮が当たり前である社会の醸成にも役に立つのではないかと思っております。

○委員

現行の配慮指針がつけられたときと、アセスのやり方、考え方が大分変わってきているので、それをもっと反映させなければいけないと思います。特に環境への負荷のところ、「廃棄物・温室効果ガスへの配慮、資源の循環利用」という書き方をしていますが、今の考え方だとむしろ「廃棄物・温室効果ガス対策」で、もっと上位概念で考えていかなければいけない気がします。

例えば省エネだけでなく、今の時代に合わせるならば炭素の負荷をいかに減らすかということでしょう。エネルギーを使っても、再生可能エネルギーを使うならどうということないわけです。例えば自分のところに太陽光と風力とくっつけて全部自分で賄いますという人がどれだけエネルギー使おうと誰も文句言うことないでしょう。ですので、従来の省エネという言葉はこの際引っ込めなければいけないでしょうね。

それから廃棄物対策については廃棄物減量というイメージだけではだめですよ。いかに循環に回すか。つまり、廃棄物を出さないというよりも、資源をどう循環利用、有効利用するのかということも前面に出さなければいけない。そういう意味での今の新しい環境政策の方向性に変えなければいけないでしょうね。「低炭素」ではなく「炭素負荷の少ない」とか。

●事務局（環境調整課長）

ありがとうございます。

○委員

福岡市は人口がこんなにて、なおかつ標高1,000メートルから離島まであり、非常に多様な環境を有している、これは大変な誇りだと思います。福岡市の財産です。これを何とか次世代にバトタッチしたいということが基本にあるということをしっかりPRすることも重要だと思います。

○部会長

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○部会長

所定の時間になりましたので、2番目の議題についてもこれで協議を終わりたいと思います。

3 閉 会

●事務局（環境調整課長）

藤本部会長、委員の皆様、どうも貴重なご意見ありがとうございました。

今後のスケジュールについて、資料6でご説明させていただきます。

本日いただきました部会での意見を踏まえまして、骨子案を12月の第5委員会にご報告させていただきます。そして素案の作成を行いたいと思います。素案につきましては、来年の6月を目処に策定し、パブコメ等を行い、そして9月に改定という流れで進めたいと思っておりますので、どうぞ引き続きご指導のほどよろしく願いいたします。

それでは最後に環境監理部長の藤本よりご挨拶を申し上げます。

●事務局（環境監理部長）

本日は長時間にわたり熱心なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日委員の皆様からいただきましたご意見をもとに骨子を取りまとめ、今後素案の作成につないでいきたいと考えております。今後も本市の環境行政の推進につきまして、皆様のご指導とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして本日の環境審議会環境管理部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。